

相続税の税務調査の選定 ～どのように選ばれる?～

- ◆ 相続税の税務調査対象はどのように選ばれるのか
- ◆ 税務調査選定の基礎となる資料データとは?
- ◆ 調査選定資料1:法律によって提出が義務化されている「法定調書」
- ◆ 調査選定資料2:国税当局が独自に収集している「法定外調書」
- ◆ 調査選定資料3:海外財産や海外取引に関する資料

相続税の税務調査はどのように選ばれているかご存じですか?

「税務調査は資料が命!」相続税の税務調査選定には、さまざまな資料が活用されています。本セミナーでは、税務署で資料収集を担当していた講師が、相続税の税務調査選定の流れと根拠となる資料についてわかりやすく解説します。

2023年

視聴可能期間

7月20日(木) 11:30~7月26日(水) 17:00

※講演時間は約60分となります。

お申し込み期限

7月18日(火) 17:00

参加費

5,000円(税込)

講師



辻・本郷 税理士法人 顧問 税理士 片 ヲカ (かた ゆか)

1987年より30年間、東京国税局税務署資産課税部門等で相続・贈与・譲渡所得税の調査、土地評価や調査資料収集等を担当。2017年に税理士登録。辻・本郷税理士法人の審理室にて、事業承継や相続等の相談・コンサル業務等に携わる。2021年片ユカ税理士事務所開業。相続相談、相続税業務の傍ら、税務トピックスの執筆や講演などを行っている。

詳細・お申し込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/230720

